

論 説

象 徴 天 皇 と 神 話

—— シラスとウシハクをめぐって ——

田 村 安 興

序

明治憲法下において主権者であった天皇とは違って昭和憲法以降の天皇は、「国民統合の象徴」となった、とする見解が通説である。しかし昭和憲法における天皇は、国事行為が縮小したものの、神事、政務、外交を担い、古代から大きく変わらない神事と公務を行っており、過去の天皇と同様に^{あめのした}天下をシラシメル天皇である。シラ(口)シメルはシラスの尊敬語である。『記紀』に記されている、代々の天皇が崩御後に与えられた名は、現御神、天下、根国をシラシメル天皇という賞称であった。

明治憲法は欧州における王権神授説型憲法を日本の皇統に導入した欽定憲法であったが、明治憲法下の天皇も古代から変わらぬ広義の象徴天皇であったと考えられる。近年考古学的発見があり、『記紀』の記述史料だけでなく、シラスの用例は『記紀』成立より数百年遡る事が確実となった。倭の五王武とされるワカタケル王(雄略天皇)の称号とみなされる鉄剣文字の中にシラスの文字が発見された。熊本県江田船山古墳から出土した鉄剣の銘文にある「^{あま}天の^{した}下^し治らしめし^わ獲^る□□^る大王の世」である。5世紀倭の五王の時代には天皇の文字はないが、^{しらすあめのした}治天下大王の称号が生まれたことを示している。埼玉県の稲荷山古墳から出土した鉄剣にも「^わ獲^か加^た多^け支^る^だ齒^い大王寺在斯^ら鬼宮時吾左^あ治^め天^の下」^{しらすあめのした}とある。

シラシメル大王(天皇)という古語は、後世の人によって、国家統治という漢語では意味するところを言い尽くせないものであるとされた。それは、天上、天下、黄泉の国の人と八百万の神々までを統一する祭祀者をも意味し、自らは統治しない象徴天皇の存在を意味する。それ故に、明治憲法起草者達は主権という欧州で生まれた定義は国体に馴染まないとし、草案ではシラスを憲法第1条に入れようとした。シラシメル・シラス天皇は象徴天皇に近い意味を持ったが、彼らが予期せぬ役割をその後のシラスという語は果たしてきた。

今日において改めてシラスに関する曖昧な発言が続いている。シラス論は決して過去の議論ではなく、天皇制の評価に関わる問題と言っても過言ではない。本稿はこれら先学の研究¹に刺激されたものである。日本の天皇は神事、政務・軍務を委任する天皇、神事だけを自らが行い国務・軍務を委任する天皇、国事全般を取り仕切る天皇などその実像には幅があった。最初の統一王朝の可能性が高いとされる崇神天皇も、『記紀』によると将軍に統帥権を委任して国家統一をしており、日本の天皇は専制君主であった時代はほとんどなく、古代から日本の天皇は象徴天皇であると見なして間違いではない。

明治憲法に王権神授説が導入された時期は欧州と同様に王権の末期であった。しかし、西欧の王権は反動として現れたが、日本の王政復古は同時に革命であった。近代思想の発達において彼我の差は大きかった。

本稿が対象とするものは明治憲法策定段階からの第1条、第3条、第4条に関する天皇条項と神話が孕んでいた曖昧さを整理する事にある。天皇による国家統治を意味するシラスという言葉、国体の基礎に挿入した時の当事者であった井上毅等の見解と、彼らが依拠した『記紀』、本居宣長『古事記伝』によってシラス論の虚実を検討し、併せて、シラスという言葉が及ぼした歴史的意味を考察する事が課題である。

¹ 島善高『律令制から立憲制へ』平成21年成文堂、佐藤雄鳴『本居宣長の古道論』平成19年1月星雲社

1. 『古事記伝』とシラス・ウシハク

(1) 『古事記上つ巻』におけるシラス

① シラシメル神

本居宣長は『玉くしげ』冒頭において、シラシメルなる語について、天照大神が天から光を照らし出すという意味であると解釈した。『古事記』神代冒頭の「天地初発之時」についての『古事記伝神代1之巻』冒頭の注において、高天原は天であり、山川草木、宮殿、万物を「全御孫命の所知看、此国土の如く」^{しろうしめす}照らし出す、という本居宣長の解釈について、橋守部は本居宣長が子供のような安直な理解であるとして批判した。橋守部は本居宣長がシロシメスをあたかもうわべだけの照明の如く理解しているとして、シロシメスをより神学的に解釈した。すなわち、現世、神霊界、幽冥界を含めた精神世界をシロシメスであり、『記紀』の世界は“威稜”が支配する意味深長な世界であると述べた²。『日本書紀』で屢々でてくる威稜^{いづつ}とは『記紀』の世界を理解するキーワードであったが、本居宣長が無視した威稜の概念は橋守部によって脚光を浴びた。

『古事記』には各巻の冒頭に、必ず天皇が政を行うために詔を發した場所に続いて治天下也とある。これを本居宣長はアメノシタシロシメシキと訓じ、治をシロシメスと訓じた。

天つ神はイザナギ、イザナミを天の浮き橋に立たせて、矛先で大八嶋を生まれた。多くの神々が生まれた中で、天照大神は三はしらの貴い子を生まれた。三人の神に「高天の原を知らせ」「^{をすくに}食國を知らせ」「海原を知らせ」と命じた。スサノヲは「国を治らさずて」激しく泣いた。イザナギがおまえは国を知らさずして何故泣くのか、と聞くとスサノヲが私は「母の国根のかたす国に罷らん、汝はこの国に住むべからず」と言った。この有名な神話は天孫族が地上世界を平定することを「知らず」と述べている。

² 『難古事記伝』『橋守部全集第二巻』昭和42年東京美術184頁

³ 威稜(みいつ)は神霊の威力、天子の威光を指す。漢書李廣伝に「威稜儻乎鄰国」「李奇曰、神霊之威日稜」とある。

『古事記伝』における本居宣長の注では治はシロシメと訓じ、シラスとは訓じていない。治ではなくス羅須をシラスと訓じている。『古事記』では各天皇が朝廷をおいた場所の後にのみ治の字を使用している。即位の場所と治の字へと続く文章は、各天皇巻頭の慣用句であるが、ス羅須について本居宣長が注釈を加えた箇所は、崇神天皇の巻においてのみである。崇神天皇は一説では最初の統一王朝、三輪系の皇祖神と伝えられる天皇である。本居宣長は中国地方の一族の祖と思われる大国主神一族から、中国地方の支配権委譲を受け、国家統一を図ったとされる崇神天皇にのみス羅須、故所知を使い、大国主神の支配権を意味するウシハクとは区別した、と井上毅は主張した。

シラスという漢字は『古事記』では治、所知だけでもシラスと読ませたが、『万葉集』、文武天皇以降の「詔」、『続日本紀』などでは領、御宇、知食の文字もある。『古事記』では、ウシハクは^{ウシ}字斯、^{ウシ}領居、^{ウシ}主、^{ヌシ}奴之、^{ヌシ}奴斯とも同義である。『日本書紀』では御だけでシラスと読ませている注釈がある。本居宣長の注釈ではシラスはス羅須、シロシメスは^{シロシメス}字、所知食である。本居宣長によると所知食はシラスの尊敬語であり、シラシシは過去形である。

『古事記伝』本居宣長の序では、本居宣長自身が「御宇」の文字をアメノシタシロシメシシと訓じている。「宇」の文字は、天子が統治する世界を意味する。本居宣長が生きた時代においては宇の文字はシラスと同義であった。

『古事記』神代で最もシラスに言及があるのは大国主神の項である。大国主神は出雲の御大御前に座す時に様々な神々が来た。山田のそほど⁴という神は、悉く天下のことを知れる神なり、と述べている。しかし、天照大神の御子である天忍穗耳神は天下り、天の浮き橋に立ち詔を述べた。瑞穂の国はたいへん戦でさわいでいると天照大神に昇って申した。再び天照大神の命を受けて、八百万の神々を河原に集めて、^{たかみむすびのかみ}高御産巢日神、天照大神の命によって「葦原中国は我が御子の知らず国と言依さしたまへりし国なり⁵」しかし、大国主神に媚びへつらう神がいる。天の日子が8年間服さなかった。また、高御産巢日神、天照大神に問うと、鳴女を使わせよという詔が降った。天照大神は「汝を葦原

⁴ かかしと言われる神

⁵ 倉野憲司校注『古事記』岩波書店1963年56頁

中国に使はせる所以はその荒ぶる神等を言趣け和せとなり」と語った。天照大神はまた詔して天鳥船神とともに武御雷之男神を派遣した。その結果葦原中国は服属し大国主神の子孫は国を譲った。

天照大神は高木神の命もちてひつぎのみこに詔りたまひしく「降りまして知らしめせ」とのりたまひき、「この葦原瑞穂の国は汝知らさむ国ぞと言依さしたまふ。故、命の随に天降るべし⁶」と述べ、天孫族による葦原中国の統一がなされた。天照大神は「高高原を所知^{しうしめ}見て天地の表裏をくまなく御照し座ます⁷」特別な天地の神であった。天照大神が命じた天孫の神々には、シロシメスが必ず使われた。

以上が『古事記上つ巻』における天照大神による下界への命と神々の派遣の物語である。

シラス、シロシメスは天孫降臨族の国家統一に使われているが、出雲の豪族に対しても「天下の^{こと}を^し知れる^神」という呼称を使っている。以後、後世の詔、神代以降の『記紀』中の天皇即位言葉にある「知らず」は天孫族による国家統一を意味する言葉として継承される。

橘守部は『古事記』より『日本書紀』を重んじた。明治の『日本書紀』研究者飯田武郷は、シラスの訓は漢文の訓であり、特別な意味を込めてはいないと述べており、井上毅とは異なる見解をとっている。

『日本書紀卷第二神代下』には以下の様にシラス、ウシハクが記されている箇所がある。大人をうし、馭をしらすと訓じる。「天照大神の子……仍りて其の子、大背飯^{おおそびのくまのうし}三熊之大人、亦の名は武三熊^{たけみくまのうし}之大人を遣しき」「此の神、亦忠誠ならず。來り到りて即ち顯國玉の女子下照姫を娶り、因りて留り住みて曰く、吾は亦葦原中國を馭らさんと欲す遂に復命さず」

『古事記』は詩的な文章が多く、『日本書紀』神代にはより神の威稜を論じた神学的な記述が多い。また『古事記』には天皇即位におけるシラスの用例が非常に多く、一方で『日本書紀』には天皇即位の際の詔がそのまま引用され「詔曰」となっており、より記録的要素が強い。

⁶ 同上書65頁

⁷ 『古事記伝巻七』神代五卷『本居宣長全集第一巻』321頁

『日本書紀』神武天皇紀には、「治此西偏」とある。飯田武郷『日本書紀通釈』では「西偏の日向の国にましまして高千穂の宮に御政治めす⁸」と読んでおり、これはマツリゴトシロシメスと訓ずる事ができる。また、神武天皇にも「始馭天下之天皇」ハツクニシラシシという呼称を与えている。『神武天皇統紀』には「辛酉年春正月庚辰朔天皇即帝位於橿原宮⁹」を飯田武郷はアマツヒツキシロシメスと訓じた。

『日本書紀』崇神天皇紀には「詔曰朕初承天位獲保宗廟」崇神天皇には天神地祇共和、百穀用成、天下太平という褒め言葉を与えている。しかし『古事記』の「謂所知初国之御真木天皇」の様なシラスの文字はない。飯田武郷『日本書紀通釈』では孝徳紀の、始治国皇祖之時もハツクニシラシシと訓じている。シラスの用例は『古事記』ほど多くはないものの、神代における神々の葦原中国の統治においても“治らす”が頻繁に使われている。『日本書紀』において、神々が治らしめる事に神学的価値を与えた言葉は、後述する稷威^{いづ}である。

②ウシハケル神

シラスは天皇による私的支配を意味せず、天孫神の降臨によるアメノシタをシラシメル皇国の概念であるに対して、大国主神の支配に使われた宇志波久^{うしはく}という語は領域を私的に支配するものとされた。これは本居宣長がことさら強調したのではなく、井上毅による独自の『古事記伝』解釈であった。

本居宣長がウシハクを最初に説明した箇所は、井上毅が引用した崇神天皇巻が初出ではなく、冒頭の『古事記神代一之巻』『古事記伝三之巻』神代一之巻冒頭から書かれている。その箇所は「天地初発之時於高天原成神名天之御中主神」アメツチノハジメノトキタカマノハラニナリマセルカミノナハ アメノミナカヌシノカミとある。本居宣長はこれについて次のように述べた。「宇斯を主人と書くことも見えたり」「主(ヌシ)は大人(ウシ)と同言にて能宇斯ノウシのツヅマれるなり、宇斯を主人と書く」となる。そして「宇志波久(ウシハク)

⁸ 飯田武郷『日本書紀通釈』第二卷明治書院明治35年1072頁

⁹ 同上書1214頁

と云もそこの主(ウシ)として、領居(シメヲ)ることなり¹⁰」と述べた。天之御中主神の意味は人臣の祖、世の中の真ん中に座する主という意味だと述べた。ウシハク神の例はアキグヒノウシノカミ、オホセノミクマノウシ、オオクニヌシノカミ、オオモノヌシノカミ、コトシロヌシノカミなどである。万葉集にも奴之をヌシとあり、奴斯、主、宇斯なども皆同言であり後世において、ウシが〇〇ノヌシと転じたものであると本居宣長は解説している。

イザナギの神から出自した神のなかにも“うし”を名乗る神があった。「和豆良比能宇斯能(わづらひのうしの)神 次に投げ棄つる御冠に成れる神の名は、飽咋之宇斯能(あきぐひのうしの)神」とある。

本居宣長は、ウシハクは主と同語であると解釈しており、ヌシは必ずしも私的支配ではなく、天地開闢以来の高天原における神々の中における人間世界の主という意味にも使っている。高天原は天である。ウシハクの主語は常にどんな場合も神が主語であった。シロシメスは天皇が即位した場合にのみ用いているが、シラスとウシハク概念の相違は逆の意味ではなく、相対的なものであるとするのが本居宣長の理解である。

続いてウシハクについて言及した箇所は『古事記伝十四卷』である。「宇志波祁流葦原中國者御子之所知……大国主神言天照大御神高木神之命以問使之汝之宇志波祁流葦原中國……(大国主神に問ひて言りたまひしく 天照大御神高木神之命もとて問ひに使はせり、^{いまし}汝が、うしはける葦原の中つ国は我が御子の知らず国ぞと言依さしたまひき)¹¹」

ウシハケルは、主ウシとして其の処を我が物と領居(シリヲル)を云、「但し天皇の天下所知食シロシメスことなどを、ウシハキマスと申せる例は、さらに無ければ、似たることながら、所知食^{しろしめす}などと云とは差別あることと聞こえたり¹²」波久(ハク)は履く靴と同様に身につけることを言う、と解している。万葉集19丁、31丁、39丁にもウシハキマスがある。これについて本居宣長はウシハクを牛吐く、牛掃くと解する説は言うに足らない誤りであると述べて

¹⁰ 『古事記神代一之卷』『古事記伝三之卷』138頁

¹¹ 『古事記伝十四之卷』神代十二之卷『本居宣長全集』第二巻665頁

¹² 『本居宣長全集』第二巻『古事記伝十四』668頁

いる¹³。

また、本居宣長はウシハク神について「世の中のウシたる神」と解し、人臣の神という説や皇后という説が最近あるがこれは誤りだと述べている¹⁴。

『記紀』には、神代記に登場する大国主神の子孫が支配していた国が、服属(移譲)したという国譲り神話がある。『記紀』にはそれぞれの時代と国譲りの記述が異なる。大国主神は『記紀』ではスサノオの子孫であり、スクナビコナとともに葦原中国をつくったが、ニニギに譲って隠退し、出雲大社の祭神となる。『出雲国風土記』においても多くの説話に登場し、国譲りの説話がある。大国主神について『古事記』原文には「大国主神之兄弟八十神座然國者避於大国主神」とあり、これについて、『古事記』では、大国主神には、多くの兄弟があったが、異母兄弟で各々欲があったからだ、と説明されている。

本稿で問題とするものは、大国主神以来の国々の統治がシラスではなくウシハクであった、という井上毅の論拠である。『古事記伝十之巻』には「オホクニヌシノカミトナリ マタウツシクニタマノカミトナリ¹⁵」この箇所について本居宣長は「大国主神名義は天下を伏へて、宇志波久神と云意なり」これは「国経営の功業を成して、天下に其恩頼を蒙しむる神と云意なり、さて此二名は、此処にては未此神の御名にはあらず、然神と為れと詔ふなり、さて後遂功業を成て、此詔の如くに為賜へる故に、御名とはなれるなり¹⁶」と述べた。大国主の神はウツシクニノタマノカミという別名がある。ウツシクニノタマノカミとは、神の名に充分には値しない、現国魂神、即ち現世の神、死後神になった人、という意味である。うつしくにたまのかみは漢語では現国魂神、『古事記』では宇都志国玉神と書き、これが宇志波久神となった。

橘守部は、葦原中国を平定する神を「御剣を主掌賜ふ神¹⁷」と述べており、ウシハクを私的領土支配の意味には解釈していない。

¹³ 同上書669頁

万葉集五31丁には「ウシハキイマスモロモロノオホミカミタチ」の詩がある。

¹⁴ 『本居宣長全集』『古事記神代一之巻』『古事記伝三之巻』138頁

¹⁵ 『古事記伝十之巻』第一巻495頁

¹⁶ 同上書503頁

¹⁷ 『難古事記伝』『橘守部全集第二巻』昭和42年東京美術273頁

ウツシクがウシハクとなり、ウシハクは、主となり、ウジ氏に繋がった。その語源をたどれば、今日中国地方に伝わる備中神楽にその痕跡が残っている。備中神楽は宮神楽と荒神神楽がある。宮神楽は広範囲を領土とする氏神例大祭に奉納される神楽であり、その氏神をウスハク又はウシハクと云う。土地の人々を氏子(ウジコ)と言う。通常、榊舞、猿田彦の命の舞い、国譲りの能、八重垣の能の順序で奉納される。これに対して荒神神楽は小集落の先祖神を祭る荒神社式年祭に奉納される神楽を云う。この場合は土地の人々を産子(ウブコ)と言う。

(2) 『古事記中つ巻』のシラス

『古事記伝巻十九』神武天皇¹⁸には神武天皇は「ウネビノカシバラノミヤニマシマシテ アメノシタシロシメシキ¹⁹」とある。高千穂宮においては「看天下政」(マツリゴトヲバタヒラケクキコシメサム)と記されている。

『古事記』では神武天皇には天つ神の御子の敬称が使用された。高千穂峰を降りて日向から東征して吉野に向かうまでに、神武が征服した王は国つ神の御子と記されている。天下った天つ神の御子は物部氏、穂積氏の祖先を派遣して各地の荒ぶる神々を平らげた、として神武天皇の巻を結んでいる。神武が戦いながら東征し、天つ神の御子として、各地の国つ神を何人も討ち滅ぼした後「畝火の白櫃原宮に座しまして天の下治らしめしき²⁰」とされ、それ以前においては「治天下」は使われていない。

本居宣長は治をシラスメスと訓じた他に、故所知をシラシシ、斯羅須をシラスと訓じている。本居宣長によれば、斯羅須(シラス)は現在のことであり、故

¹⁸ 『古事記伝巻二十』第二巻神武天皇巻において、「上代には、御神事を、有が中に最厳重き御業として、職員令に神祇官を第一として、太政官より上に次第られたるなど、上代の意の遺れるなり」と述べている。神武天皇の代において神祇官が太政官の上位であることが、過去の歴史的遺物だと述べている。明治2年の神祇官職制は、太政官より神祇官が上位にあり、本居宣長が神武天皇の代においてすでに過去の遺物とした制度を採用したことになる。『古事記伝二十巻』第二巻1055頁

¹⁹ 『古事記伝巻十九』第二巻神武天皇巻1017頁

²⁰ 倉野憲司校注『古事記』岩波書店1963年87頁

所知(シラシシ)は過去形である。『古事記』では、天皇による統治に関して、治(シロシメス)、故所知(シラシシ)、ス羅須(シラス)の三種類の漢字がある。天皇が政を行った場所の後段では必ず治(シラシメス)が用いられる。管見では本居宣長による、この用例の相違に関する言及はない。天皇の統治に関して最も多く用いられている漢語は治(シラシメス)である。縄文語の音声では、シロシとシラスは同じ範疇に入るであろう。

アメノシタシロシメシキの天下(アメノシタ)は現世のクニを指す。アメノシタとは高天原から見た目線である。本居宣長は国家の漢字について次のように、訓読みと解説を加えている。「国家はあめのしたと訓べし、書記にも多く然訓り²¹」また、「公ノ字は、つねに公民と書きならへる、公ノ字を取れるのみなり、オホヤケとは訓べからず²²」公民はアラヒトクサ、オオミタカラと訓むと述べており²³、この訓字が明治以降、井上毅らによって流布された。明治以降の国民は、植物たる蒼生^{あおいとくさ}、物である於保无多加良^{ヨボムタカラ}と御上から呼ばれることを嬉々として喜ぶような国民であった。近代日本には国民国家という概念は存在しなかった。明治天皇は次のような和歌を詠んだ。「あしはらの国とまさむとおもふにも青人草ぞたからなりける」

『大日本帝国憲法義解』において引用されたヤマトタケルノミコトの大八島國知ロシメスとは『古事記伝27巻』における景行天皇巻にある²⁴。本居宣長の注によれば、天皇即位を所知(シロシメス)という所を所知大八島(オホヤシマシロシメス)と日本の国土を附けたことについて、後世において「優きわざりなん」故にこの呼称を附けたと述べている。

井上毅はウシハクを大國主命の末裔の一族による中国地方政権の私的支配権

²¹ 『古事記伝二十三之巻』第三卷崇神1208頁

²² 同上書1193頁

²³ 『日本書紀卷第二』には「顕見蒼生(生きているあおひとくさ)は木の花の如に、しばらく遷転ひて衰去へなんとといふ。これ人の命もろきことのもとなりといふ」とある。『古事記』にも「宇都志伎青人草(ウツシキアオヒトクサ)とある。「於葦原中國所有宇都志伎青人草之落苦瀨而伊邪那岐」本居宣長「文武天皇詔解」に引用『古事記伝』第五卷42頁、『倭名類聚抄』にも「日本紀に云う、人民は、和名を比止久佐、於保无多加良」とある。「民を以て草に譬え、なほ蒼生と之れ稱ふがごとし」

²⁴ 『古事記伝卷二十七』第三卷景行天皇巻1380頁

を指す言葉とし、これに対して国家統一を成し遂げた天皇の統治はシラスであると述べた。そして崇神天皇の代になって大国主神一族の私的支配をウシハクと称するという説明を行った。前述のように万世一系の天皇による日本の統治はシラスであり、ウシハクではない、と説明した。

本居宣長『古事記伝』において故所知(シラシシ)とウシハクが比較して論じられた『古事記』崇神天皇の巻を検討しよう。『古事記』によると、崇神天皇の御世は当初必ずしも順風満帆なものではなかった。疫病が多発し多くの人民が死んだ。天皇は悲しみ、祭事を行って神に聞いた。すると夢の中に大物主大神の心の仕業とわかった。天皇は四方に使者を派遣して大物主の縁者を見つけた。天皇は天下人民太平の詔を述べた。これ以降役気は静まり国家太平になった²⁵、とある。

『古事記』には崇神天皇が物部氏の祖先であるとされる大物主大神への神事を行うことで神の心を静めつつ、四方に將軍を派遣して支配下に置き、国を治めることに成功し、その後国家は太平で栄えたと書かれている。此の御世に至りて「初めて現しく食國をすくにとなれる意にて、其の食國をすくにを指て初國はつくにとは云るなり、初て食國をすくにとなれる國と云むが如し²⁶」また、大八嶋國所知が継承された文武天皇以後の詔には必ず「食國天下」(ラスクニアメノシタ)をつくり「公民恵賜撫賜」(オオミタカラメグビタマヒナデタマヒ)と天皇の御世を賞賛する定型句が継承された。

本居宣長は「所知食」をシラシメシと読ませている。日本は天地のはじまりより所知食となり、食國ラスクニと定まりたる故であると述べている。日本で最初に食國を実現したと本居宣長がいう、崇神天皇の代における食國について次のように解説した。「国とは所知看(シラシメス)限の地を云名にて、食国(ラスクニ)とも云り」「この御世に至りて初めて現しく食國となれる意にて、其の食國を指て初國(ハツクニ)とは云るなり²⁷」食をラスと発音し、治ヲサに転じたという事を安藤正次は主張している²⁸。食も治も身体の中に入れる、自分に

²⁵ 同上書1191頁

²⁶ 同上書1237頁

²⁷ 同上書1242頁

²⁸ 安藤正次「国語史上より見たる「シラス」と「ウシハク」『明治聖徳記念学会紀要』第13巻大正9年70頁、白鳥庫吉 言語上より見たる「シラス」と「ウシハク」『明治聖徳記念

引き入れるという同一の意味を持つ古語であろう。

岡田精司氏と大津透氏は、食國が畿内以外の“四方の国”を意味する、地方諸国であると述べている²⁹。倭朝廷は決して中央集権国家ではなく、畿内豪族による中央連合政権と、倭朝廷に朝貢関係にあった四方の国、食國による二重国家であった可能性が大きい。

本居宣長はヲスクニについて、『日本書紀』から引用し次のように補足した。崇神天皇の時世において日本は「天神地祇共和 風雨順 百穀用成 天下太平」「カレホメマツリテマヲス ハツクニシラシ、スメラミコトナリ³⁰」となった。ヲスというのは、クフの敬語であり、ヲスクニは、召しあがる物を作る国、という事であり、ヲサめる国に通じる。ヲスからヲサめるという語が出たという解釈が自然である。ヲス国をそのように理解すると、崇神天皇治世下のヲス国とは下々まで豊かで繁栄した国という意味だけではなく、国家を治める為政者に献上するための作物が豊富に収穫された、という意味も含まれる。

『古事記』は崇神天皇の呼称について、ハツクニシラシ、という神武以来の呼称を与えている。「故称其御世謂所知初国(はづくにしらし)」、この称事について本居宣長は後世において言われるようになったと述べている。

崇神天皇が実在の人物であったか否かには議論があるが、崇神天皇とその末裔が日本最初の統一王朝であることは『記紀』の叙述から史実に近いと思われる。崇神天皇はハツクニと同時にもう一つの呼称を与えられている。崇神天皇は「謂所知初国之御真木天皇也³¹」を「ハツクニシラシシミマキノスメラキコトトモヲス」と訓じた。

ミマキは任那^{ミマナ}を後世支配下においたとする『古事記』の記述にそった称号であろう。崇神天皇は、鉄の生産地であった現在のカヤ地方との関係が濃厚な豪族である可能性が指摘されている。本居宣長の注釈においても、ミマキ、ハツ

学会紀要』第13巻大正9年 80頁

²⁹ 大津透『律令制国家支配構造の研究』岩波書店1993年1月34頁『古代の天皇制』岩波書店1999年12月62頁 岡田精司「大化前代の服属儀礼と新嘗」『古代王権の祭祀と神話』塙書房1970年

³⁰ 『古事記伝巻二十七』第三巻1242頁

³¹ 同上書1237頁

クニ、ヲスクニなどの崇神天皇の呼称はすべて後世において与えられた。従って呼称に付属する「シラス」「シラシシ」などの崇神天皇の治世を示す賞称も『記紀』の時代における後世の言葉である。天皇崩御後には称賛する呼称として国風と漢風が付けられる。これは国風称号である。『古事記』はすべて崩御後の記録であるから美称である。

幕末における橘守部著『稷威道別』は本居宣長の『古事記』偏重に異義を唱え、『日本書紀』研究で独自の国体論を展開した。橘守部自体の検討は別稿に譲るが、同書においてもウシハクは説明されている。『日本書紀』には大国主神は大物主神の別名でありまたの名を顕国玉男と書かれている。これはうつしくにのたまのかみと読み、葦原醜男(あしはらすくお)とも言う。うつしくにがウシハクとなったと解した。葦原とは天上、黄泉から称えた意味であり、醜男とは剛強勇猛な神という意味である。大物主について「皇孫の尊の御守護神と成座て朝夕の大御食を^{うずはき}主^{うずはき}て献り給ふよしの御名也³²」と述べている。ここでは、大物主は食を司って差配する守護神であり、ウシハクの語を主宰するという意味に理解している。以上のように橘守部は本居宣長とは違った意味にウシハクを捉えている。

(3) 現御神と詔

『古事記』の言葉の中でシラスと同様に、後世大きな意味を持った言葉は現御神であった。明御神とも書く。憲法第3条の神聖不可侵条項について、日本人は臣民に神聖不可侵な権利があると同時に、天皇にも神聖不可侵な権利があるとは理解せず、天皇の神格化に直接的に結びつけた。神聖不可侵なる言葉が人ではなく、神を指すと考える背景は明御神なる日本語があったことに依っている。明治の日本人の意識は、プロイセン憲法のような、君主も国民も固有の unverletzlich, unantastbar, inviolable の権利があるという存在では決してなく、天皇のみが sacred and inviolable であり, Heilig, Göttlich の存在であると理解した。

現御神について、本居宣長はそれまで読めなかったこの言葉を、アキツミカ

³² 『稷威道別』『橘守部全集第一巻』昭和42年東京美術227頁

ミとしか読めない」と述べた。その根拠は、万葉集には明津神吾王とあり、これはアキツカミワガオホキミとしか読めないからだ」と述べた。アキツミカミは天皇を指す天津神のみに限定せず、出雲の神々も現御神と称したと本居宣長は述べている。「国津神出雲國造神壽」にも「天皇は今明らかに世におはします御神と崇み畏みて申す言なり、アキツミカミは出雲國神壽後稷にいへり明御神明津御とも書く³³」とある。

『続日本紀³⁴』には、しろしめす、をすくに、あきつみかみと倭根子(やまとねこ)の文字が詔のなかの各冒頭にある。『続日本紀』では御宇だけでシラシメスであり、必ず食國ヲスクニ、現御神(アキツミカミ)とともに詔の慣用句となっている³⁵。

現神八洲御宇倭根子という詔の冒頭、天皇を修飾する定型句の理解は、従来、“現御神でありかつ大八嶋を治らしめる天皇”であり、この修飾語は天子の稜威を意味する尊称である。

詔で示された天皇は、天上の神々、地上の人間界、黄泉の国の神々を繋ぐ祭祀者の首領であった。その“三つの世界を一身で繋ぐための神秘性を持った祭祀者”である。天皇は奇跡を現実化させる奇跡が伝説として『記紀』には記述されている。『記紀』以降の詔には食國が付加され、以後シロシメス統治と根子が天皇の敬称として定着した。

本居宣長は「止」について「にて」という意味に捉え、「天皇は世に現(うつしく)坐します御神にして、天の下をしろしめす」と解釈している。つまり、天皇は現人神として地上に座していると同時に、天上から天下をシラシメている」と解する。本居宣長の解釈は、「そもそも後世に至りて、天皇を畏れ奉らざる者も、出来たりしは、世の人の心、漢意にうつりて現御神にまします御事をわすれたるが故なり³⁶」と述べている。

³³ 『出雲國造神壽後稷』『本居宣長全集第五卷』296頁

³⁴ 『続日本紀』巻第四、元明天皇

³⁵ 「あきつみかみとおほやまくにしろしめすやまとねこ現神八洲に御宇倭根子天皇詔旨勅命

親王諸王諸臣百官人等天下公民衆聞宣
関母威岐 藤原宮ニ御宇倭根子天皇(持統天皇)丁酉八月爾 此食国天下之業乎日並所知
皇太子(草壁皇子)之嫡子今御宇豆留天皇(文武天皇)爾授賜而並坐而 此天下乎治賜比諸
賜岐 是者関母威近江大津宮御宇大倭根子天皇(天智天皇)」

³⁶ 「出雲國造神壽後稷』『本居宣長全集第五卷』296頁

倭根子は従来単なる天皇の尊称と見なされてきた。折口信夫は「大倭根子天皇と云ふ枕詞とも言ふべき成語は、単に、讚名ではなかつた……ある地方の、神人の最高位に居る者の意味であつた。大和の神人の、最高の人となるが故に、天子の稜威は生じるのであつた³⁷。」「外蕃に対しての関心を持たない時代の詔詞は、大倭根子天皇なる御資格を以て、大儀礼を宣せられたのだ。其で大倭根子……天皇と謂つた御諡を持たれた御方々がおありになる訣だ。詔詞の始めに据ゑた御資格が、御生涯を掩ふ御称号となつたのである³⁸。」と述べた。

『日本書紀』には「天地混れ成る時に始めて神人有す³⁹」のであって、現御神は神々を指し、大八嶋は人間界、根子は黄泉の国、常世の国の神々を指した。後世の人は、現御神を天皇が人ながらにして神である称号と見なしたが、あきつみかみ現御神は上代においては、必ずしも天皇が神であることを直接表現する言葉ではなく⁴⁰、天武以降の新しい天皇即神思想であつた⁴¹。

天皇の称号は美称をこめた諡号と賛美を込めない追号がある。諡号には国風と漢風がある。いずれも天皇崩御後の称号である。

根子は、大倭に続く天皇の枕詞であるが、語源は、根の国に発する神話に登場する異界である。『日本書紀⁴²』には遠き根国、下方の底、母の国、大地の意味に使われている。根の国は黄泉の国に通じるが、豊穰や生命の源であり⁴³、神の世界でもある。『記紀』では根堅州國、底根國、根國とある。

根國の初出は『日本書紀卷第1』イザナギの子大日靈尊と月弓尊は麗しいので天地を照した。あめのしたスサノヲは性格を損なつたので下して根國を治しめた⁴⁴。根國を治じた神はスサノヲであつた。『古事記』ではスサノオが根の国を母の国と呼び、大国主神が王権の根拠となる刀を根の国から持ち帰つた。

³⁷ 折口信夫「高御座」『国学院雑誌』第34卷第3号昭和3年3月

³⁸ 折口信夫「日本文学の發生—その基礎論」『岩波講座日本文学第十一輯』昭和7年

³⁹ 『日本書紀卷第一』岩波書店18頁

⁴⁰ 佐藤雄鳴「『人間宣言』と謂う誤り—新『現御神』考」平成20年11月

⁴¹ 神野志隆光「天皇神格化表現をめぐる」『柿本人麻呂研究』1992年塙書房

⁴² 『日本書紀卷第一』根國の用例は11箇所ある。岩波書店338頁

⁴³ 柳田國男は根の国とは生命や富の根源の地（根の国）という意味であつたとしている。

⁴⁴ 『日本書紀卷第一』岩波書店36頁

根の国、黄泉の国は死者の世界とすると地獄と同様になるとして橘守部は本居宣長を批判した⁴⁵。根国は常世の国とも同義である。常世の国は不老不死の世界、穀霊の源の信仰に通じる。根子とは異界に通じる人神として詔に入れられる様になった。

橘守部は本居宣長より『記紀』における異界の理解が明解である。橘守部は天、黄泉、幽の三大世界を指摘する。幽は顕の反語で現実世界に見えない世界である。幽はかみと訓じ、根の国、底国でもあるが地獄ではなく、あくまで神の世界である。倭根子なる天皇の賞称は根の国を治ラシメル天皇と読むべきである。倭の幽冥世界を支配する神の子という意味である。従って、「現神八洲御宇倭根子」は、“現神と大八嶋を治らしめる母なる倭の天皇”となる。この解釈によると、天皇は神そのものではなく、現世に降臨した八百万の神々、日本の国土と人民、黄泉の国の神々をシラス存在である。言い換えれば、現世と天上、天下、根国すべての稜威⁴⁶を司る存在となる。

天皇は国家、国民を我が物、私有物として扱わず、あくまで公の視点でシラシメルものであり、これがシラスであると説明され、これが「皇道の根本原則⁴⁷」であると見なされてきた。シラス、ウシハク、オオミタカラ、八紘一宇など一連の神秘性を帯びた情緒的日本語は、昭和の挙国一致体制の中で、ナショナリズムを高揚させる役割を果たした特別な言語であった。シラシメルと同様に現御神も『古事記』に書かれた敬称に過ぎない言語が、その後昭和の国体を支配するものとなった。

⁴⁵ 橘守部『難古事記伝巻四』『橘守部全集第二巻』大正10年8月226頁

⁴⁶ 稜威は神の霊力の強さ意味する『日本書紀』に頻出する語である。古代人の神秘性を帯びた精神世界を理解するためのキーワードであるが『古事記』にはない。天保の四大国学者と言われた橘守部は『古事記』より『日本紀』を重視し、威稜を解明する事が国学の王道だとして本居派と論争した。天保を代表する国学者、橘守部は神道の奇跡を古代人の目線で解明した功績は大きい。橘守部著『威稜道別』『威稜言別』に詳しい。

⁴⁷ 昭和14年12月11「東亜新秩序答申案要旨」「皇道的至上命令、『ウシハク』ニ非ズシテ『シラス』コトヲ以テ本義トスルコトハ我が皇道ノ根本原則、支那王道ノ理想、八紘一宇」昭和14年12月11「東亜新秩序答申案要旨」「皇道的至上命令、『ウシハク』ニ非ズシテ『シラス』コトヲ以テ本義トスルコトハ我が皇道ノ根本原則、支那王道ノ理想、八紘一宇」昭和15年2月2日の斎藤隆夫の第75回帝国議会における本会議での日中紛争処理に関する演説において引用された。

2. 天皇とシラス

天皇が日本の象徴であるとは、昭和憲法に明記されて初めて一般に認知されたが、神武建国神話以来の日本の国体は、自ら政務・軍務に不答責な象徴天皇であった。万機親裁が意味することは、天皇自ら政務を執り行うのではなく、輔弼に委任して政を行うことであった。そのことは『記紀』をはじめとする日本の歴史書や文武以降の詔からも読みとることができる。

明治憲法第4条、天皇が統治権を総攬するとは、万機にわたって天皇自らが政務・軍務を執り行う、実質的な親裁を意味するのではなく、天皇はシラシメルものであった。シラシメル、シラスというヤマト言葉は国を知る、敷く、すなわち天皇は政を承知し掌握するが政務、軍務の責任は輔弼がとる、従って天皇は不答責である、とは明治憲法を策定した井上毅、伊藤博文らに共通する憲法理解であった。

従って、明治憲法体制時代は天皇主権であり、昭和憲法体制だけが象徴天皇制とする理解は厳密に言えば誤りである。明治天皇は象徴であり憲法に基づいて統治する事が、明治憲法設計者達による、憲法第1条、第3条、第4条の理解であったが、憲法には象徴なる言葉はあえて明記されなかった。井上毅やモッセなど法律顧問は憲法草案の議論では君主を symbol としたが、symbol の訳語は憲法には入れなかった。しかし、伊藤博文『憲法資料』には象徴と翻訳されている。シラスこそシンボルと同義であったが、日本にはシラス、象徴に代わる適当な言葉がなく、「万世一系ノ天皇之ヲを統治ス」とされた。憲法には象徴という語の代りに、井上毅らによって神話の精神が注入され、その意味が誤解、歪曲され、日本の国体に関する情緒的理解がメディアと教育を通じて拡大した。

明治維新は古代の王政復古、天皇による万機親裁を建前としていた。しかし、万機親裁が意味するところは明治維新以降、徐々に変化した。憲法制定以降においても、大本営設置時代（日清、日露、日中戦争以降）と戒厳令施行期においては、天皇は象徴の存在以上の時期があった。特に明治天皇は明治大帝と称されてその言動が伝説となった。

万機親裁の意味が多様に理解されたと同様に、象徴天皇の意味する所も多様

である。君主が象徴なる意味は祭祀的機能や宗教的行事のみを司るものから、総ての国事行為に關与する君主までがあり得る。明治憲法下の君主は総ての国事行為をシラシメル象徴天皇であり、政務は輔弼に委任する存在であった。しかし、明治維新直後においては親裁を指向するグループが存在し、天皇も総ての政務に臨裁する時期があったが、その時代においても天皇親裁が意味するところは専制君主ではなく、天皇に影響力を行使しようとする側近グループと官僚派の主導権争いにすぎなかった。憲法体制によって官僚派は実質的な親裁を憲法によって阻止した。それがシラシメル天皇であった。神武以来『記紀』に現れた天皇は親裁の時期はほとんどなく、摂関家、幕府に委任した時期が長かった。摂関時代、武家社会以外の時期においても公卿、豪族の合議制の時代がほとんどであり、井上毅が言うところのシラスが日本の国体であるとは、日本の国体は象徴天皇制と言い換えることもできた。

明治憲法第一条「萬世一系天皇之を統治す」の井上毅による説明は、日本の国体はヤマト言葉のシラス（治・知食・ス羅須）であり、ウシハク（宇志波久、宇斯、領居、主、奴之、奴斯）ではないとした。これは『古事記』並びに本居宣長『古事記伝』の研究に基づくものと井上毅は述べた。井上毅のこの発言がシラス＝日本の国体論の発端であった。しかし、シラスとは専制君主を意味せず、象徴天皇による国家統治を表現するヤマト言葉であった。

シラス、シラシメル意味することは高天原の高峰から国の隅々までシロシメラル、敷き、知ることであった。『古事記』においてシラスの前には必ず天皇が政を行った場所が書かれている。シラスはあくまで天皇の目線から、国家統治が完了したことを意味した。しかし、天皇以外の人物にはシラスという言葉は使用されていない。

中国や西洋と違って日本の統治形態はシラスであり、万世一系の天皇は国民を私有物として扱わなかったと言われてきたが、『記紀』でもまさに国民はアオイトクサ、オオミタカラという物に見なされている。

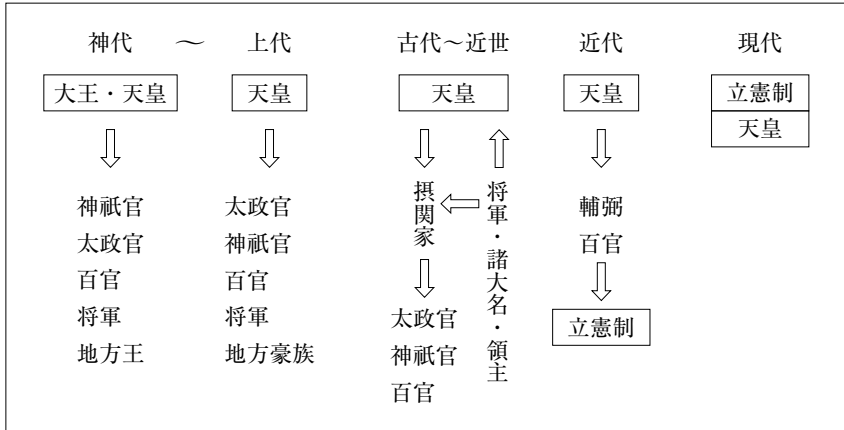
シラスとは、私的に国家を支配する存在ではなかった、という事が前提であった。但し、明治の朝廷は幕府の石高をそのまま引き継ぎ、日本最大の土地所有者となった事実は、一般にはほとんど認識されていなかった。明治初年におい

ては国家予算の最も大きな金額は朝廷の予算であった。明治初年において、軍事費を朝廷の予算から拠出する案さえでた。君主が軍事費を拠出すると言う事は世界に例がないとして、これは実現しなかったものの、実態としての朝廷は単にシラシメル象徴的な存在ではなく、日本最大の資産保有者であった。ウシハクとしての朝廷の実態は、シラシメル天皇としての幻想の前では知られる事がなかった。古来から大八嶋に住む人々は、ヤマト言葉による情緒によって右脳が支配される事が多く、明治以降のシラスという言語の亡霊が浸透した。

本居宣長著『古事記伝』は『古事記』研究の集大成であった。『古事記』に書かれたシラスもウシハクは神々の統治の事を意味し、その差異は少しであるとは本居宣長の言葉である。たしかに、『古事記』の中では、シラス、シロシメスは天皇による国家統治の意味にだけ使用されている。そしてシラスの前には通常即位した場所が記された。『古事記』で描かれているシラシメル天皇は高天原^{たかまが}の目線^{はら}に立っていた。一方、ウシハクは主、氏に通じる。ウシハクの主語も神を指したが、天皇より低い山に座す神々を意味した。地上の人間が住む世界である葦原^{あしはらのなかつくに}中国^{かみ}や、幽^よの根^みの国、黄泉^{あまつかみ}とは異なり、高天原は天上の天津神が住まう場所である。天下をシロシメシ天皇は高天原に昇ったわけではないが、国津神を統合した。天津神は高天原にいる、または高天原から天降った神の総称であるのに対して国津神は地に現れた神々の総称とされている。高天原から天降り、根の国に渡ったスサノオの子孫である大国主は国津神とされた。倭の国で大八嶋を統一した天皇は、アメノシタの神々と大八嶋、根の国の子なる称号が与えられた。

大国主神以外の国津神の多くが変容し、神話が統一される過程で伝承も失われた。シラス、シロシメスの差異は天津神と国津神の相違を厳密に表現したものであった。井上毅はシラクとウシハクを対立概念と見なしたが、これは本居宣長『古事記伝』の意図的な誤読であった。加藤玄智が主張したように、『古事記』の中においてシラスとは天皇の統治をさす単なる慣用句に過ぎなかったが、昭和の国体論争では『古事記』の独善的解釈が進み、シラスはナショナリズムを高揚させる言霊として機能し、国家主義運動の精神的支柱となった。『記紀』にシラスというヤマト言葉が憲法論議に登場したこと自体が、法治国家たるこの国の後進性を意味したが、神話と現実世界を結合し、国民の右脳を刺激

図1 天皇の推移



してナショナリズムを高揚させる役割を十分に果たした。

シラスに関する議論は明治22年憲法制定期以降しばらくはなされなかったが、大正期の宗教学会、憲法学会での議論を経て、昭和初期には誇張、歪曲され、シラスが意味することは“国体の本義”“八紘一宇の精神”として天皇の絶対的権限を意味する言葉となり、幅広い層を巻き込んだ国体論争に発展した。

明治憲法体制の天皇も象徴天皇であった。図1にみるように明治憲法下の天皇は親裁を建前とした象徴天皇であった。天皇大権は憲法の条規によって制限された。天皇は輔弼によって政を行うが国務に不答責であった。しかし、シラス天皇の思想は天皇大権を以て、憲法を超える存在へと変化させた。

3. 天皇大権に関する議論

(1) 神聖不可侵条項と天皇不答責

明治15年、井上毅はロエステル、モッセとの間で、天皇大権を如何に位置付けるべきかについて質疑⁴⁸を行った。井上毅は、憲法に君主の特権を列挙する

⁴⁸ 伊藤博文『憲法資料』憲法資料刊行会 昭和9年2月127-131頁

ことはドイツ国法の本旨ではない、現に君主主権の項目がない国もある、しかるにプロシアの憲法にはこれに反して国王の行政特権を列挙している。これは「憲法の大義」に係わる事項であるが如何か、という質問をした。この質問に対してロエスレルは、君主が国権を総攬するとはドイツ諸邦各国の原則である。国王の至尊権を定める事によって、立憲制度によって君主主権が毀損され、議院の干渉を防ぐ事ができると述べた。

明治15年10月、伊藤博文らはドイツでシュタインとモッセから憲法学の講義を聴いた。その伊東巳代治筆記のモッセ講義記録によると、国王特権に関して、第一に、立憲君主と専制君主の区別をすべきである。第二に、国王其の身体を侵すべからずと言うことである。モッセは立憲君主について、万機悉く国王の一身から出ることにはできないので必ず輔弼すべき「独立ノ機管整備セサルヘカラス……幸臣ノ政ヲ失シタルトキニ当リテ……独立ノ機管ニ於テ此ノ責任アリト雖トモ、独り国王ニ於テハ決シテ法律上ノ責任アルヘカラス」これは第二の国王其の身体を侵すべからずと関連する。国王其の身体を侵すべからずとは政治上の責任を有しないという事と身体を冒すべからずという二つの意味がある「要スルニ其無責任ト其身体ノ冒スヘカラサルヲ云フモノナリ⁴⁹」と述べた。憲法草案の天皇大権の大枠はこの講義に沿って作成された。

最終憲法草案の前に、甲乙の二つの草案が明治19年に提出された。憲法甲案試案では第一条「日本帝国ハ万世一系ノ天皇ノ治ス所ナリ」であった。憲法乙案試案⁵⁰では、第一章主権 第一条「日本帝国ハ万世一系ノ天皇ノ治ス所ナリ」であった。治すはシラスと読む。これが甲案試案正文では「日本帝国ハ万世一系天皇之ヲ統治ス」となり、第一条については最終案となった。この原案は夏島草案以降「統治ス⁵¹」に改められたが、憲法制定以降においても、伊藤博文、

⁴⁹ 「モッセ氏講義記録」『明治憲法制定史』原書房昭和46年461頁

⁵⁰ 乙号試案では第三条「天皇ハ陸海軍ヲ統督ス」であった。甲案試案正文でも第十一条「天皇ハ陸海軍ヲ編成シ及之ヲ統率シ凡テ軍事ニ関スル最高命令ヲ下ス」とあり、未だ統帥権という言葉は使われていない。統帥権なる言葉は山縣有朋、大山巖ら軍の意向に沿って明治20年以降憲法草案に付け加えられた。軍が統帥なる言葉を使用するようになった時期は参謀本部設立時期の前後である。

⁵¹ シラスが統治スに変えられた事情について、シラスという言葉は全体が漢文調の憲法

井上毅は、統治スの意味はシラスである、という説明を行った。しかし、「統治す」という当時の新語は、後世において天皇は絶対君主であるとの憲法理解を与える結果となった。

明治憲法第3条では、象徴とは明記されなかったが、象徴天皇を規定したものであったと筆者は考える。天皇大権は憲法の条規に従うとされた。

プロシア憲法と天皇大権の類似は以下の点である。欽定憲法であること、君主不可侵であること。大臣が政務に責任を負い、政務に関する公文書が有効であるためには大臣の副署が必要であること。また国王大権は輔弼によって行使され、国王自身は自ら大権を行使しないが故に不答責であり、従って侵すべからざるシンボルであること。

英訳の1850年プロイセン憲法では不可侵を意味する *inviolable* という語が使用されている。プロイセン憲法の邦訳が初めて紹介されたのは元老院『欧州各国憲法⁵²』であった。

同書の訳は「国王の身体は之を侵すべからず」であり、神聖なる文字は入っていない。

1848年と1850年のプロシア憲法における国王条項を以下に記す。

1848年憲法 (20. Mai 1848) Titel III. Vom Könige

Artikel 41 Die Person des Königs ist unverletzlich.

Artikel 42 Seine Minister sind verantwortlich. - Alle Regierungs-Akte des Königs bedürfen zu ihrer Gültigkeit der Gegenzeichnung eines Ministers, welcher dadurch die Verantwortlichkeit übernimmt.

Artikel 43 Dem Könige allein steht die vollziehende Gewalt zu. Er ernennt und entläßt die Minister. Er befiehlt die Verkündigung der Gesetze und erläßt unverzüglich die zu deren Ausführung nöthigen Verordnungen.

Artikel 44 Der König führt den Oberbefehl über das Heer.

には不調和であり、当時としては新しい言葉であった“統治ス”に改められた、という清水伸氏の説を鳥善高氏も支持している。鳥善高『律令制から立憲制へ』成文堂2009年231頁

⁵² 元老院『欧州各国憲法』明治10年9月 元老院技官細川潤次郎撰

Artikel 45 Er besetzt alle Stellen in demselben, sowie in den übrigen Zweigen des Staatsdienstes, in sofern nicht das Gesetz ein Anderes verordnet.

Artikel 46 Der König hat das Recht, Krieg zu erklären, Frieden zu schließen und Verträge mit fremden Regierungen zu errichten. Handelsverträge, sowie andere Verträge, durch welche dem Staate Lasten oder einzelnen Staatsbürgern Verpflichtungen auferlegt werden, bedürfen zu ihrer Gültigkeit der Zustimmung der Kammern.

Artikel 47 1 Der König hat das Recht der Begnadigung und Strafmilderung. 2 Zu Gunsten eines wegen seiner Amtshandlungen verurtheilten Ministers kann dieses Recht nur auf Antrag derjenigen Kammer ausgeübt werden, von welcher die Anklage ausgegangen ist. 3 Er kann bereits eingeleitete Untersuchungen nur auf Grund eines besonderen Gesetzes niederschlagen.

(邦訳) プロシア憲法⁵³ 1848年

神の恩寵により、プロシアその他の国王たる朕フリードリッヒ・ウイヘルム宣示す。朕此の憲法を国家の根本法として公布すること左の如し。

第41条 国王の身体は之を侵すべからず。

第42条 国王の大臣は其の責に任ず、総て国王の政務に関する公文は其の有効たる為には大臣の副署あることを要す、大臣は副署に因りて責を負うものとす。

第43条 行政権は国王に属す。国王は大臣を任免す。国王は法律の公布を命じ及其の執行の為に必要なる勅令を發す。

第44条 国王は軍隊を統帥す。

第46条 国王は武官並にその他の官吏を任命す、但し法律をもって別に定むるものは此の限りに在らす。

第47条 国王は戦を宣し及和を講し、外国政府と其他の条約を締結するの権を有す

1850年憲法 (31. Januar 1850)

Artikel 43 Die Person des Königs ist unverletzlich.

⁵³ 同上書

Artikel 44 Die Minister des Königs sind verantwortlich. Alle Regierungsakte des Königs bedürfen zu ihrer Gültigkeit der Gegenzeichnung eines Ministers, welcher dadurch die Verantwortlichkeit übernimmt.

Artikel 45 Dem Könige allein steht die vollziehende Gewalt zu. Er ernennt und entläßt die Minister. Er befiehlt die Verkündigung der Gesetze und erläßt die zu deren Ausführung nöthigen Verordnungen.

明治憲法はプロイセンの1848年憲法、1850年憲法から学んだと言われているが明治憲法第1条、第3条の国体条項については両憲法と明治憲法の関連性はない。プロイセン憲法を継承している点は、担当大臣に責任があり国王不答責であること、すべての政府は大臣の副署が必要、王が軍の最高司令官を導く事などである。

国王の身体は之を侵すべからず "Die Person des Königs ist unverletztlich" の不可侵に相当する語は unverletztlich を使用している。ドイツ語の原文 unverletztlich は法律用語では破棄できない、無効にできないという意味である。Heilig, göttlich には不可侵の、神聖なという意味もあるが、神秘性を秘めた聖職を意味する語は使われていない。明治憲法の“神聖不可侵”なる語はプロイセン憲法1848年、1850年のいずれにもない。明治憲法の国王条項についてはプロイセン憲法との関連性はないと言わざるを得ない。

Unverletztlich を神聖なる漢語に置き換えた結果、神的な神秘性をもった王権のイメージが定着した。これは日本人の神話イメージに照応したものであったが、ドイツ憲法を継承したものではなかった。神聖という元の漢語は、韓非子「神聖不能解」孟子盡心下「大而化之之謂聖聖而不知之之謂神」があるが、測り知る事が出来ない優れた徳を持つこと、清らかで少しのけがれもない天子を指し、漢語でもそのままでは神を指す言葉ではない。しかし、明治の日本人の多くは憲法3條を読むと、すぐに天皇の神格化をイメージした。それは日本の『記紀』の神話に影響されたものであった。

プロイセンの王権は皇帝権力に対抗する力を獲得しようとし、教皇と民衆に権威づけることに成功した。王権が教権に対して一定の自立性を示す根拠としたもの、神聖ローマ帝国の後裔であるという看板は必要がなくなっていた。

ところが伊藤博文『憲法義解』英訳版第三条を伊東巳代治は“The Emperor

is sacred and inviolable”と訳した。英語の Inviolable だけならドイツ語の不可侵 unverletzlich に相当するが、伊東巳代治はこれに sacred を付け加えた。英和辞典には「holy は神に関係するものとして特別な意味や力をもち特別な扱いを受けるものに用いる。sacred は特別な扱いを受けて然るべきであるという点に重点があり、その神聖さは時として人為的なものであることがある」とあり、Sacred は神そのものではないが「神的であるべき」とする意味では彼らにとっては考え抜かれた適切な訳語であった。伊東巳代治は不可侵なるといふ英語をあえて sacred and inviolable として、王権をより神的に翻訳した。

この時期におけるプロイセンではすでに神聖不可侵の言葉は王権の絶対性、神秘性を意味せず、国民の財産権、人権と同様に国王も固有の権利が不可侵であるというにすぎない意味しかなかった。この翻訳は伊東巳代治だけの責任ではなく、当時の国学徒の皇統への共通理解であったと思われる。結果的に伊東巳代治の翻訳は日本の王権が絶対王政かの如き印象を世界に発信した。

伊藤博文『憲法義解』第三条解説の日本語文と英語訳文は以下の通りである。

「第三条 天皇は神聖にして侵すべからず 恭て按するに天地剖判して神聖位を正す(神代紀)。蓋天皇は天縦惟神至聖にして臣民群類の表に在り欽仰すべくして干犯すべからず故に君主は固より法律を敬重せざるべからず而して法律は君主を責問するの力を有せず独不敬を以て其の身体を干瀆すべからざるのみならず併せて指斥言議の外に在る者とす」

(英訳) “ARTICLE III⁵⁴ The Emperor is sacred and inviolable”

“The Sacred Throne was established at the time when the heavens and the earth became separated (Kojiki). The Emperor is Heaven-descended, divine and sacred. He is preeminent above all His subjects. He must be revered and inviolable. He has indeed to pay due respect to the law, but the law has no power to hold Him accountable to it. Not only shall there be no irreverence for the Emperor's person, but also shall He not be made a topic of derogatory comment nor one of discussion.”

神聖にして侵すべからずとは天皇を神格化した条項ではなく、君主不答責を

⁵⁴ Ito Miyoji “Constitution of the empire of Japan” Igituru Horitu gakko 22 year of meiji 1889 (伊東巳代治訳『憲法義解』、イギリス法律学校、現中央大学、明治22年刊)

前提にした条項であった。明治憲法の天皇大権は専制君主制ではなく、昭和憲法下と同様に立憲君主制であった。その事は明治19年から20年にかけての井上毅とモッセ、ロエスレルの質疑応答において明らかにされている。井上毅は日本の国体を表現する最も適切な語としてシラスを選んだ。しかし、その後の日本では“神聖”なる言葉は現御神に繋がる意味をもつに至った。前述のように天皇大権と議会の権限について、最初の衆議院さえも認識が相半ばした。

明治19年井上毅がロエスレル、モッセに君主の根本権に関して次の様に質問した。太政官職制には、太政官、内閣には「天皇が親臨して万機を総裁せらるゝ所」とあり、日本の天皇は親政の事実がある。これを憲法に入れるべきかどうか。モッセは、プロシアでは内閣には法律上一定の職務を有する総理大臣を置かず、国王の勅令によって定めている。これを定めると大臣が国王の地位と矛盾するとして総理大臣の職務を憲法に入れることに反対した。英国、フランスにおいても各省の分配権、組織の変更などは国王の命令による、日本も天皇の勅令にすべき、と述べた。

ロエスレルは次の様に述べた。君主に対して大臣は責任があり、その責任が問われると君主に責任が及ぶ。そうなると、君主は政務に関して責任を有しないという原則を間接的に破ることになる。君主の身体は侵すべからずという原則が問われる。大臣が弾劾され国会から罷免されると、大臣の任免に関する君主の主権を侵す事にもなる。

モッセ、ロエスレルとも君主の権利は大臣の任免権にあり、大臣は国家に対して責任を有し、国会に対して責任を有しない。君主は政務に関して責任を有せず、身体は不可侵であるという原則が前提であった。

ロエスレルは、大臣の責任は自由主義と君主主義との相互関係にあり、大臣の責任は憲法中に大略のみを書き詳細は別の法律に定めるべき、と回答した。モッセは次のように回答した。大臣は国家の機関、国家の官吏であるが、国王の官吏ではない。官吏は国民の利益によらず国家の利益、国家全体の幸福による。従って大臣は国家に対してのみ責任を負うと述べた⁵⁵。

⁵⁵ モッセ「大臣責任ニ関スル意見」伊藤博文『憲法資料』389頁-390頁

最終案では第55条 国務各大臣ハ天皇ヲ輔弼シ其ノ責ニ任ス 2. 凡テ法律勅令其ノ他国務ニ関ル詔勅ハ国務大臣ノ副署ヲ要ス、となり、総理大臣の名は排除され、国務大臣の政務国会への責任は明記されなかった。すなわち、総理大臣の条項は勅令を以てし、憲法から削除された。また、天皇の大権を侵すとの名目で、大臣は国会に対して責任を負わないとされた。これ以降、国会、国政に関する責任は大臣も君主も問われず、個々の官僚、省庁による無責任国家が成立した。君主は政務に責任を負わず、神聖にして不可侵である、との大原則は、日本の古来からの統治原則に合致していた。

(2) 井上毅による『古事記』利用

歴代天皇の詔、『記紀』『万葉集』におけるシラスという言葉は、弥生、縄文語に派生するヤマト言葉であり、それは詔に頻繁に使用されてきた神々の言葉であった。

井上毅は本居宣長『古事記伝』研究の帰結として、日本固有の統治形態シラスは、国土国民を公(おほやけ)の所有物とし、強制力、暴力装置を以て統治する私領ではないと文学的、情緒的に説明したが、シラスは単に征服者の論理に基づく概念であった。一方でウシハクは、征服され帰属した諸勢力としての氏を意味する言葉であった。ウシハクは、現世の豪族を意味し、シラスは神を意味するという『古事記』の神秘性は、明治以降井上毅によって誇張されて流布し、日本のナショナリズムの深層、集合的無意識を形成するまでになった。

井上毅は古事記を引用しつつ、『梧陰存稿』において、シラスと対局にある概念として、ウシハグ(ク)を以下の様に説明した。「大国主神には汝がうしはげると宣ひ 御子のためにはしらすと宣ひたるは此の二つの詞の間に雲泥水火の意味の違ふこと、そ覚ユル うしはぐという詞は本居氏の解釈に従へば即ち領すといふことにして欧羅巴人の『オキュパイト』と称へ支那人の富有奄有ト称へたる意義と全く同じこは一の土豪の所作にして土地人民を我か私産として取入れたる大国主神のしわざを画いたるあるへし正統の皇孫として御國に照し臨み玉ふ大御業はうしはぐにはあらずしてしらすと称へ奉り⁵⁶⁾

⁵⁶⁾ 井上毅『梧陰存稿』『井上毅伝史料篇第3』昭和44年3月643頁

井上毅は、日本の歴代朝廷の統治は、天皇が領土を私領とするものではなく、国家、人民のために、国家統一をシラスものでり、これと対局にある概念として大国主神の統治は私領とするウシハクとして『古事記』には区別して用語が使われている。日本の天皇によるシラスは日本の皇室独自の統治理念であり、これに類する言葉は他国にはないとして、これが憲法理解に関する政府の公式見解となった。

井上毅によればウシハクという統治概念は、支配者が公私をわきまえず国家を私的に支配するのに対して、シラスは、支配者が国と家を区別し、自らの利益のために統治するのではなく、国民のために統治する、これこそ日本の朝廷の伝統的な理念である、と述べ、その憲法理解を広く普及させた。

しかし、井上毅による、シラス、ウシハクの解釈は、『古事記』並びに本居宣長『古事記伝』の一部を誇張した主張が、数十年後にはさらに歪曲され、国体を破滅させる力を持つに至った。

憲法制定直後、伊藤博文の名で刊行された『大日本帝国憲法義解』には、憲法第1条「大日本帝国ハ万世一系ノ天皇之ヲ統治ス」の統治の意味はシラスにある、と次のように解説した。「神祖開国以来時ニ盛衰アリト雖、世ニ治乱アリト雖、皇統一系……統治ハ大位ニ居リ大権ヲ統ヘテ国土及臣民ヲ治ムルナリ……神祖ヲ称ヘタテマツリテ治御國^{ハツクニシラス}天皇ト謂ヘリ日本武尊ノ言ニ吾者マキムクノ日代宮ニ座シテ大八島國知ロシメス、オホタラシヒコスシロワケ天皇ノ御子トアリ……文武天皇即位ノ詔ニ天皇カ御子のアレマサム弥継ニ大八島知ラサム次トノタマヒ又天下ヲ調タマヒ平ケタマヒ公民ヲ恵ミタマヒ撫テタマハムトノタマヘ世々ノ天皇皆此ノ義ヲ以伝國ノ大訓トシタマハサルハナクノ後^{オオヤシマヲシロシメスメラミコト}御 大八州 天皇ト謂フヲ以テ詔書ノ例式トハナサレタリ所謂『シラス』トハ即チ統治ノ義ニ外ナラス蓋祖宗ノ天職ヲ重シ君主ノ徳ハ八州臣民ヲ統治スルニ在テ一人一家ニ享奉スルノ私事ニ非サルコトヲ示サレタリ此レ乃憲法ノ拠テ以其基礎ト為ス所ナリ⁵⁷」『大日本帝国憲法義解』に示された、ハツクニシラス天皇、大八島國知ロシメス、ウシハクとシラスに関する井上毅の知識は本

⁵⁷ 伊藤博文『大日本帝国憲法義解』明治22年4月24日2～3頁

居宣長研究に依るものであると述べている。

井上毅は、政府の法律顧問であったロエスレルやモッセの助言を得て憲法起草作業を行い、明治20年5月に憲法草案を書きあげた。この草案を元に、夏島の伊藤博文の別荘で、伊藤博文、井上毅、伊東巳代治、金子堅太郎らが検討を重ね、夏島草案をまとめ、明治22年2月11日、大日本帝国憲法が發布された。

明治憲法に天皇を如何に位置付けるべきか、このことが明治憲法草案策定時における最重要な課題であった。

シラスは国土国民を公(おほやけ)の概念で統治する公共的性格を有する統治理念であり、決して国民(おおみたから)を強制力、暴力装置を以て統治する、私領とするものではない、と説明した。これこそ万世一系の日本の朝廷による統治理念であり、万国と異なる皇国たる所以であるとした。憲法では万世一系ノ天皇之ヲ統治スと明文化したが、これは決してヨーロッパに由来する絶対君主規定ではなく、日本固有の統治概念シラスであった。憲法になじまぬ用語として、外国人法律顧問から反対された万世一系なる用語を、憲法第1条にいられた人物は井上毅であったが、万世一系の統治理念はシラスであるとしたことも井上毅によるものであった。

憲法草案甲案、乙案に関する法律顧問への井上毅の質問「国王は国権の肖像(シンボル)ナリ……国王ニハ特権アルノ理ナシ⁵⁸」ドイツ各国の憲法の例は国王は一切の政権を総攬し憲法に遵って施行する、とあり、明治15年のロエスレルの教えに遵って憲法に遵うと王権を規定すると、王権の特権を認めないことになるがいかがか、これに対して、明治20年2月8日、ロエスレルの回答は「国王の特権ナル意義ハ確定シタルモノニ非ズ」として英国とドイツの国王の特権の例をあげた。ドイツでは特権の語を用いることはまれで、大臣の副書を要するものであり、通常は用いない。国王は議院上の特権を指す論者もいる。特権とは国王特有の至尊権でありその範囲は広大だ、プロシアは特権のすべてが行政権に属する、そして英国においてはこれが立法権に属すると述べた。モッセは、「国王ハ侵スベカラズ」に「神聖ニシテ」の語を入れることについて、憲法によ

⁵⁸ 伊藤博文『憲法資料』憲法資料刊行会 昭和9年2月310頁

ではじめて王権が発生するという思想が生じるので反対だが、皇帝の身体は侵すべからずという文面には賛成した。

憲法における君権の位置づけに関する次の井上毅の質問はむしろ自説を述べたものであった。憲法によって王権の特権を列挙する方法には反対である、日本は憲法によって王権ができたのではない、民権は憲法によって成立したが日本の王権は國の創始からあったのである。これに対してロエスレルは井上毅の主張は真理であり意味深長であるとして賞賛しつつも、憲法に主権者たる皇帝の権力を明記することは紛議を生ぜしめないために必要だ、と述べたがこれ以上論議はしなかった。

この矛盾、すなわち天皇の絶対性を認めつつ、同時に憲法において天皇の権限を個別に規定すべきか否かという問題の解決は、憲法制定時において曖昧なままで玉虫色の決着が図られた。その矛盾を解決するために『古事記』のヤマト言葉、「治ス」を憲法甲案、乙案の第1条に使用したが、ロエスレルらの危惧は後に顕在化した。

井上毅は『古事記』の統治概念は、シラスともう一つの統治概念であるウシハクを峻別していると主張する⁵⁹。シラスが公共的な統治概念であるのに対して、ウシハクは国土国民を統治者の私有財産とみなす統治概念であると述べた。

(3) 憲法制定以降の論点

① 初期議会における論点

憲法制定まで国民は何ら憲法について知らされる事がなく、最初の憲法論議は議会においてなされた。天皇大権と議会の関係について衆議院では最初から混乱した。明治24年衆議院における質疑の中で「予算権ハ直接ニ天皇陛下ノ大権ニ涉ラス行政部ニ侵入セル此查定案ハ予算委員ヨリ撤回」すべしとする動議

⁵⁹『万葉集』巻二には以下のようにシラスを詠んだ詩が収録されているが、憲法制定時や昭和の国体論争においても『万葉集』は多くは引用されていない。

神分り分りし時に天照らす日女の尊天をば知らしめすと葦原の瑞穂の国を
天地の寄り合ひの極知らしめす神の命と天雲の八重かき別きて神下し座せまつりし
高照らす日の皇子は飛鳥の淨の宮に神ながら太敷きまして天皇の敷きます国と
天の原石門を開き神あがりあがり座しぬわご王皇子の命の天の下知らしめしせば

がだされた。これに反対する議員は「天皇ノ大権ニ属スル経費ハ之ヲ討議シ削減スルコト能ハサルトセハは大ナル誤解ナリ憲法十三条及十四条ハ自由ニ之ヲ討議スルコトヲ許セリ⁶⁰」という主張を行った。憲法には官制改革、歳出削減など大権に属することを議論することが違法とする条項はない。予算権を縮小することが「実ニ後世ノ為メ遺憾ナリ」この時の行政の予算権は天皇大権であるとの主張は141対125の小差で否決された。予算審議という最も基本的な議会の審議事項について、行政部はこれを天皇大権として議会の議論を無視しようとした。予算は天皇大権を背景とする行政官僚の専決事項であり、議会は審議する権限もないとする勢力が衆議院においても半数近くしめること自体、明治憲法の天皇大権条項の欠陥を示すものであった。このような官僚派對議会の対立は憲法制定以降、昭和初期まで続いた。

② 宗教学会における論点

憲法第1条の議論は『古事記』の理解に関して、神道に関する学会誌での論議と、憲法学会での天皇機関説論議があった。

神道、宗教学に関する学会における、シラス、ウシハクの論議は、明治神宮内に事務局を置く明治聖徳記念学会の機関誌である『明治聖徳記念学会紀要』において行われた⁶¹。同学会紀要におけるシラスに関する議論は大正9年に行

⁶⁰ 明治24年歳計予算衆議院67-69頁 この動議における13条14条とする記録は3条4条の誤りであろう。むしろ67条が重要である。「第67条 憲法上ノ大権ニ基ツケル既定ノ歳出及法律ノ結果ニ由リ又ハ法律上政府ノ義務ニ属スル歳出ハ政府ノ同意ナクシテ帝國議會之ヲ廢除シ又ハ削減スルコトヲ得ス」

⁶¹ 『明治聖徳記念学会紀要』におけるシラス、ウシハクに関する論考を以下に示す。加藤玄智「『うしはく』と『しらす』てふ言葉の異同に就きて」『明治聖徳記念学会紀要』第10巻大正7年、加藤玄智「『しらす』と『うしはく』てふ語の異同に関する研究」『明治聖徳記念学会紀要』第11巻大正8年、加藤玄智「本会に於ける『しらす』『うしはく』二語の研究開始に就きて」(大正8年4月例会)『明治聖徳記念学会紀要』第13巻大正9年、井上哲次郎「我国体の特色を論じて『しらす』『うしはく』に及ぶ」『明治聖徳記念学会紀要』第13巻大正9年、田中治五平「『しらす』の語義研究と「よさす」の辞義」『明治聖徳記念学会紀要』第13巻大正9年、加藤玄智「『しらす』と『うしはく』てふ語の異同に関する研究に就きて」(大正8年5月例会)『明治聖徳記念学会紀要』第13巻大正9年、加藤玄智「井上・田中両君の所説中に含まるゝ矛盾の解除如何」『明治聖徳記念学会紀要』第13巻大正

われた、シラク、ウシハクを共通テーマにした研究会が収録されている『明治聖徳記念学会紀要』第13巻を中心に議論された。同学会は大正元年11月明治天皇天長節において結成された。創立者の代表でもあった加藤玄智が同紀要の中で、シラク、ウシハクについて最も多くの論文を書いた。

加藤玄智は大正7年10月に執筆した「うしはくとしらすてふ言葉の異同に就きて」の論考は以後の論争の発端となった。加藤玄智は、うしはくとしらすは、井上毅が主張するように「覇道と王道」の違いはなく、井上毅の主張には「疑惑を生ずる」⁶²と述べた。当時の世間一般の論者が言うような、しらすとうしはくには大きな違いはない。「意字同義」であったと述べている。同論考の中で、うしはくは出雲の方言で、しらすは高天原族の方言であると主張している。同論考はわずか2頁の短いものであったが、学会の重鎮である加藤玄智の発言だけに、以後大きな論争を巻き起こした。加藤玄智がこのテーマに関して『古事記』『古事記伝』『万葉集』に依拠して最も系統的に考察した論考は大正8年『明治聖徳記念学会紀要』第12巻に掲載された論考「しらすとうしはくてふ語の異同に関する研究」であった。本居宣長はこの両語の相違を差別あるとしてしか述べていない、如何なる違いかも述べていないものを井上毅は「王覇の別」か

9年、河野省三「古典の用例より見たる『シラス』と『ウシハク』」『明治聖徳記念学会紀要』第13巻大正9年、安藤正次「国語史上より見たる『シラス』と『ウシハク』」『明治聖徳記念学会紀要』第13巻大正9年、白鳥庫吉「言語上より見たる『シラス』と『ウシハク』」『明治聖徳記念学会紀要』第13巻大正9年山本信哉「『シラス』と『ウシハク』の対立双用上の意義」『明治聖徳記念学会紀要』第13巻大正9年、井上哲次郎「以上所説に対する批評」『明治聖徳記念学会紀要』第13巻大正9年加藤玄智「河野君対井上博士の批評に就きて」『明治聖徳記念学会紀要』第13巻、井上哲次郎「更に一言す」『明治聖徳記念学会紀要』第13巻大正9年、三矢重松「『シラス』と『ウシハク』の語義」(大正8年9月例会)『明治聖徳記念学会紀要』第13巻大正9年、加藤玄智「三矢君の批評に答へて『しらす』『うしはく』二語の異同軽重に及ぶ」『明治聖徳記念学会紀要』第13巻大正9年、寛克彦「『しらす』『うしはく』二語の表明せる根本精神を把柱せよ」第13巻大正9年、補永茂助「神道的に考えた『しらす』の意義」『明治聖徳記念学会紀要』第13巻大正9年、加藤玄智「更に『しらす』と『うしはく』二語の異同に就きて」『明治聖徳記念学会紀要』第14巻大正10年、星野日子四郎「『しらす』と『うしはく』に対する本居一派の態度」『明治聖徳記念学会紀要』第14巻大正10年

⁶² 加藤玄智「『うしはく』と『しらす』てふ言葉の異同に就きて」『明治聖徳記念学会紀要』第10巻大正7年1頁

のように誇張する事に異議を唱えた。『万葉集』にも神のことをうすはくと述べている。

大正8年この両語の問題を共通テーマにして同学会は研究会を開催した。加藤玄智は冒頭問題提起を行い、改めて井上毅が『古事記』の一カ所を引用して「王覇の別」かのように主張し、これに呼応して法律学者が公法と私法の違いと言うのはおかしいと述べた。本稿で示したように本居宣長が『古事記伝』において両語の説明をした箇所は少なくとも10カ所はある。この点は加藤玄智、井上毅の間違いであるが、加藤玄智による両語の説明は極めて正論であった。

三矢重松は同学会において「シラスとウシハクの語義」なる報告の中で、「シラスとウシハクは全く別の言葉であってこれを比較して論ずるべきではない、『古事記伝』において軽く両語を比較したことが間違いであった、シラスとは尊厳なる言葉であり、これを同列に本居宣長が比較したことから論議を生じる事になって種々の葛藤を起こせるなり⁶³」と述べ、加藤玄智の説は不穏当であると批判した。

田中治五平は「しらすの語義研究とよさすの辞義」という同学会報告の中で、『古事記』にはシラスという言葉の後にはヨサス(依)という言葉が入る場合がある。ヨサスはシラスに近い言葉であり、これは委任するという意味である、と重要な指摘を行ったがこれ以上論争は進まなかった。

井上哲次郎は大正9年の学会報告「我国体の特色を論じてしらすうしはくに及ぶ」において、『記紀』の事項解釈論からもはや離れて国体論を述べた。日本の国体は自然的国体、一元的国体、人道的国体、統一団体、精神的国体、という外国と異なるとして5つの特色がありしらす、うしはくだけで国体がわかるのではないと述べた。また、井上哲次郎は歴代天皇はかならずしらすと云い、決してうしはくとは言っていない、古来の精神主義を明確にすべきであり井上毅の説も修正すべしとした⁶⁴。井上哲次郎による、井上毅説の修正とは以上の5点の“国体明徴説”である。井上哲次郎は昭和10年代にスローガンとなった“国体明徴”

⁶³ 三矢重松『「シラス」と「ウシハク」の語義』（大正8年9月例会）『明治聖徳記念学会紀要』第13巻大正9年110頁

⁶⁴ 井上哲次郎「以上所説に対する批評」『明治聖徳記念学会紀要』第13巻大正9年93頁

を15年前から展開しており、いわば“プレ国体明徴論”と言うべきものであった。

大正期の宗教学会を席卷したシラス論は、白鳥庫吉と安藤正次による論文で概ね決着していた。

安藤正次は万葉集の言葉を根拠にして、知 (Shi-Ru)、敷 (Shi-Ku)、占 (Shi-Mu) の3つの語は相互に関連があり、同源であると述べた。また、著 (シルシ)、記 (シルス)、示 (シメス) もこの系列の言語である。シルは精神的活動であるのに対して、シクは物質的活動の言語であると述べた。

白鳥庫吉は安藤正次の説を支持し、中国語やモンゴル語の Mede と同様に、シラスのシは知るのシではなく、占む、敷くのシでありこれが支配するに変わったと述べた。またアキツシマの島、鳥の巢、住むも同源の言語であると述べた。

以上安藤正次、白鳥庫吉の解釈は有力な見解であるが、このような理解では天下シラシメル国体を軽んずるものとして、戦前の学会からも世論からも評価されなかった。

③ 憲法学会における論点

法律家の中でも天皇大権をめぐる大正期から議論があった。中でも幅広く世論が関心を持った議論は天皇機関説事件であった。第1条大日本帝國ハ萬世一系ノ天皇之ヲ統治ス (天皇主権) と第4条天皇ハ國ノ元首ニシテ統治權ヲ總攬シ此ノ憲法ノ條規ニ依リテ之ヲ行フ (統治大権) に関する憲法の最も基本的な条項が問われた。

天皇の統治権をあえて明記しない、曖昧な二つの条項の解釈は、穂積八束らによる天皇主権説と一木喜徳郎による天皇機関説を生んだ。一木の学説は美濃部達吉によって継承された。天皇機関説は、統治権は法人たる国家にあるとし、天皇は国家の最高機関として統治権を行使する、国家法人説に基づくものであり、主権はあくまで天皇にある立憲君主学説であった。

穂積八束、一木喜徳郎に続く世代の学者によって本格的な議論が起こる。美濃部達吉は第1条について「統治権が君主の一身上の権利として君主に属して居ることを意味するのではない。統治権は永久団体としての国家の権利であり、国家が統治権の主体であると称する」「統治権ハ國家ノ有スル權利であり、立

憲君主制ハ君民同治ノ政体⁶⁵」であるとした。

市村光恵も「天皇ハ最高ノ国家機関ナリ⁶⁶」君主無答責は、國務大臣の責任と密接な関係があり、國務大臣の副書による。天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラスの条項こそ、天皇無答責明文化であり、君主も人である。外国の憲法には君主不可侵と國務大臣責任を一体化している、と述べた。

これに対して、明治憲法に殉じた清水澄は國務大臣の責任は君主無責任と何ら関係がないと述べた。「天皇ハ又統治権ノ主体ニシテ統治ノ機関ニ非ス 統治権ノ主体タル天皇ハ万世一系ニシテ其ノ意思ハ過去現在未来ニ通シ天祖ノ意思ト結合シ万世不易⁶⁷」である、と述べた。

上杉慎吉は『帝国憲法綱領』において「天皇ハ治御國天皇ナリ、統治ハ大八島國知ロシメスナリ……天皇ノ主権ハ無制限⁶⁸」と述べた。

昭和10年に至って右翼の台頭によって憲法論争は政治問題化した。

天皇機関説を攻撃された美濃部達吉は「一身上の弁明」とする、貴族院本会議にて演説を行った。同演説において美濃部もシラシメル天皇をそのまま受け入れたが、その後議会被追われた。「天皇が天の下しろしめまするのは天下国家の為であり、其目的の帰属するところは永遠恒久の団体たる国家に外ならぬ……国の最高機関として此国家一切の権利を総攬し給ひ、国家一切の活動は立法も行政も司法も総て、天皇に其最高の源を發するものと観念するのであります。是が所謂機関説の生ずる所以であります。⁶⁹」

天皇機関説論争以後、政府は2度にわたって「国体明徴に関する政府声明」を出した。「憲法發布の御上諭に国家統治の大権は朕が之を祖宗に承けて之を子孫に伝ふる所なりと宣ひ、憲法第一条には、大日本帝国は万世一系の天皇之を統治すと明示し給ふ。即ち大日本帝国統治の大権は嚴として天皇に存すること明かなり。もしそれ統治権が天皇に存せずして天皇は之を行使する為の機関

⁶⁵ 美濃部達吉『逐条憲法講義』昭和2年12月有斐閣70-71頁『憲法撮要』大正12年4月有斐閣

⁶⁶ 市村光恵『帝国憲法講義』大正4年11月有斐閣284頁

⁶⁷ 清水澄『帝国憲法講義』昭和7年8月松華堂書店83-84頁

⁶⁸ 上杉慎吉『帝国憲法綱領』明治45年6月有斐閣49頁-52頁

⁶⁹ 美濃部達吉昭和10年2月25日貴族院本会議演説

なりと為すがときは、これ全く万邦無比なる我が国体の本義を愆るものなり⁷⁰」文部省は、この主張は西洋由来の学説を無批判に受け入れたものとして批判する『國體の本義⁷¹』を出した。天皇は萬世一系の天皇皇祖の神勅を奉じて統治し給ふ萬古不易の國體であり、日本は一大家族國家とした。

日本の国体論争は、あえて君主の権限を記載しない、憲法の曖昧さに起因するものであった。井上毅らによる憲法起草段階の議論では、シラシメルは象徴天皇による国家統治⁷²を意味するものであり、君主の主権を無限化するものではなかった。シラシメル君主の権威は憲法によって、制限されることがない国体の前提であった。天皇機関説論争の背景にはあるものは、シラシメル、ウシハク、萬世一系⁷³、八紘一宇なる『古事記』に由来する情緒的な響きを現代人に与えた言語であった。

結

八百万の神々、現世、黄泉の国と根国の幽をシロシメス“三界を一身に繋ぐための神秘性を持った祭祀者である現御神”が『記紀』と『続日本紀』宣命にみる天皇の姿であった。

昭和初期の日本の世論はシラスが持つ意味を充分明確にせず、超憲法的な象徴天皇の国体論を先行させた。最初の担い手は、明治太政官制下に登場した古典と洋学に通じた官僚であった。日本のナショナリズム、想像の共同体を結合させるために『古事記』の言語が果たした役割は大きかった。ベネディクト・アンダーソンはナショナリズムの発揚に大きな役割を果たした言語は日本人しか解せないと述べているが、その後のシラスという言葉こそナショナリズムを補完する役割を果たした。

想像の国家を補強する上で、官僚が主導して神々を序列化、系列下した意義

⁷⁰ 第一次「国体明徴に関する政府声明」昭和10年8月3日

⁷¹ 『國體の本義』文部省 昭和12年

⁷² この意味で昭和憲法の天皇条項と明治憲法制定時における井上毅らとの国体認識に大きな相違はない。

⁷³ ドイツ人法律顧問は成文法に馴染まないと危惧しこの文字を憲法に挿入する事に反対した。

は大きかった。律令制下においては、律令が定める神祇官が神々の祭りを司る建前であったが、次第に地方の神社の神職を統括する制度は存続せず、各国の国司が幣帛を班給するようになっていた。明治国家は、神道は宗教ではないという前提で国家神道を法制化し、地方の神社まで伊勢神宮を筆頭とする神々に序列化した。万世一系の天皇が臣民をシラシメルことは、現世だけではなく同祖神の統一となった。

井上毅らは古色蒼然たるシラス論を展開して皇統を装飾したことが、本人等が意図しない効果を後世に及ぼした。井上毅が憲法制定時に強調したシラスという言葉は、昭和の戦時体制下において、絶対君主を指す意味となり、超法規的存在となった。憲法起草段階における井上毅らの国体論議において、シラスは君主が国の象徴であり、絶対君主を意味するものではなかった。憲法では、天皇の国事行為を個々に明示せず、輔弼を総括すべき宰相については何ら明示されなかったことによって、結果的に憲法第四条が無力化された。日本の立憲政体は、君主に委任された輔弼が議会に諮って国政の責任を果たす体制であり、君主の絶対制を保証した制度ではなかった。憲法において君権は前提とされ、君主の個別の権限を記載しなかったことによって、国家主義を招来させた。皇道派が“現人神である天皇が世界の天皇”になると主張するに至り、シラスという言葉が及ぼした負の影響は大きかった。天皇がシラシメル政の責任は君側の奸にあるとされ、大本營設置以降における戦争責任、共同謀議に関しても、天皇無答責とされる見解の根拠はシラスであり、憲法第三条であった。

明治初期の一時期、象徴天皇は上代に逆戻りした時期があった。しかし、これは象徴天皇の歴史における異胎であった。

